

別添3

血安第 343 号
平成 15 年 6 月 12 日



厚生労働省 医薬局
血液対策課長 様

日本赤十字社 事業局
血液事業部長



献血者の献血歴の確認等の徹底について

平成 15 年 6 月 12 日付医薬血発第 0612001 号により指示のありました標記の件につき
ましては、別紙のとおり当方の考え方をお伝えします。



厚生労働省から日本赤十字社への指導事項について

指導事項

現在、日本赤十字社が献血血液に対して実施している感染症検査の血清学的検査および核酸増幅検査で陽性となった血液の当該献血者において、規定された期間内に、前回の献血をされている場合は、その輸血用血液は回収すること。

日本赤十字社の献血血液の検査は、国が定めた基準に従って実施しているところであり、その基準に適合した血液は、HBV、HCV、HIV の核酸増幅検査により、わが国の輸血医療で世界最高水準の安全性を有した輸血用血液と医薬局長からも評価いただいております。このような献血血液に対して、次回献血の検査で陽性と判定された場合、これを回収するという指導は、既に国が定めた基準に適合しているにもかかわらず、輸血用血液として不適格であったことを意味します。また、献血者の善意に報いることにもなりません。

安定供給の面においても甚大な支障が生じ、我が国の輸血医療を危険にさらすものと推察されるところです。

したがって、このような日本の血液事業に重大な影響を与える非科学的指導事項は、大臣にもあるいは国会にもおはかりし、早急に撤回すべきと考えます。